

【総務省】

(別表1)

事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
消防の用に供する機械器具等についての試験及び個別検定	消防法第21条の3第1項、第21条の8第1項	未指定	日常的な使用による欠陥等のチェックの可能性や欠陥等の危険性、被害への影響等を注視しながら、一部について将来的に登録機関による実施が可能かどうか検討する。
特定無線設備の技術基準適合証明	電波法第38条の2第1項	(財) テレコムエンジニアリングセンター	規制改革推進3か年計画に基づく自己確認制度の導入につき検討し、平成14年度中に結論を得る。
		(財) 日本アマチュア無線振興協会	
電気通信端末機器の技術基準適合認定	電気通信事業法第50条第1項、第68条第1項	(財) 電気通信端末機器審査協会	規制改革推進3か年計画に基づく自己確認制度の導入につき検討し、平成14年度中に結論を得る。
端末機器の接続の技術的条件の適合認定	電気通信事業法第51条第1項 電気通信事業法施行規則第32条第1項	(財) 電気通信端末機器審査協会	規制改革推進3か年計画に基づく自己確認制度の導入につき検討し、平成14年度中に結論を得る。
第三種郵便物の認可の申請又は監査に関する調査業務	郵便法第75条の2第1項	(財) 郵便文化振興協会	郵政公社の設立に伴い廃止の方向で検討する。

## 【文部科学省】

事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
試験研究用原子炉施設及び核燃料物質使用施設等の溶接検査	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の24第1項	(財) 原子力安全技術センター	公益法人を指定する現在の仕組みを廃止し、事務の委託ができる体制を整備した上で、国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して設置する独立行政法人に委託することとする。
核燃料物質等の運搬物に係る確認	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の42第1項	(財) 原子力安全技術センター	公益法人を指定する現在の仕組みを廃止し、事務の委託ができる体制を整備した上で、国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して設置する独立行政法人に委託することとする。

## 【厚生労働省】

事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
製造時検査	労働安全衛生法第38条第1項、ボイラー及び圧力容器安全規則第5条	(社) ボイラー・クレーン安全協会	登録機関により実施する。
		(社) 日本ボイラー協会	
性能検査	労働安全衛生法第41条第2項、労働安全衛生法施行令第12条、ボイラー及び圧力容器安全規則第38条及び第73条、クレーン等安全規則第43条、第84条、第128条及び第162条、ゴンドラ安全規則第27条	(社) 日本ボイラー協会	登録機関により実施する。なお、規制改革推進3か年計画に基づき、優良な安全管理体制を確立し、かつ、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自己確認のインセンティブ制度について併せて検討する。
		(社) ボイラー・クレーン安全協会	
		(社) 日本クレーン協会	

事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
個別検定	労働安全衛生法第44条第1項、労働安全衛生法施行令第14条、ボイラー及び圧力容器安全規則第84条及び第90条の2、機械等検定規則第1条	(社) 日本ボイラ協会	登録機関により実施する。
		(社) ボイラ・クレーン安全協会	
		(社) 産業安全技術協会	
型式検定	労働安全衛生法第44条の2第1項及び第44条の3第2項、労働安全衛生法施行令第14条の2、機械等検定規則第6条及び第11条	(社) 日本クレーン協会	登録機関により実施する。
		(社) 産業安全技術協会	
医療用具同一性調査	薬事法第14条の3第1項	(財) 医療機器センター	国際整合を踏まえ、生命の危機又は重大な機能障害に直結する可能性が極めて低いと考えられる医療用具については事業者による自己確認、可能性が低いものについては平成17年度までに登録検査機関による確認へ移行、その他については平成16年度までに独立行政法人（医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構及び医薬品医療機器審査センター等を統合）に事務・事業を移管する。
食品等の命令検査	食品衛生法第14条、第15条第1項から第3項	(財) 日本食品分析センター	行政責任を維持しつつ検査機関の指定を登録に変更することにつき、食品の安全規制の在り方の見直しの中で検討する。
		(財) 日本冷凍食品検査協会	
		(社) 日本食品衛生協会	
		(財) 食品環境検査協会	

事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
食品等の命令検査	食品衛生法第14条、第15条第1項から第3項	(財) 化学技術戦略推進機構	行政責任を維持しつつ検査機関の指定を登録に変更することにつき、食品の安全規制の在り方の見直しの中で検討する。
		(財) 日本穀物検定協会	
		(財) 日本乳業技術協会	
		(社) 菓子総合技術センター	
		(社) 日本食肉加工協会	
		(社) 日本海事検定協会	
		(財) 新日本検定協会	
		(財) マイコトキシン検査協会	
		(財) 日本環境衛生センター	
		(財) 畜産生物科学安全研究所	
		(社) 日本油料検定協会	
(財) 山口県予防保健協会			

【農林水産省】

事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
<p>J A S 規格に関する検査・格付 (登録格付機関)</p>	<p>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条第1項</p>	(財) 生糸検査協会	<p>平成17年度までに登録機関において実施する。 なお、J A S マーク対象品目の削減を行う。</p>
		(財) 日本冷凍食品検査協会	
		(財) 食品環境検査協会	
		(財) 日本合板検査会	
		(財) 日本食品分析センター	
		(財) 日本食品油脂検査協会	
		(社) 全国漬物検査協会	
		(財) 日本醤油検査協会	
		(財) 日本油脂検査協会	
		(財) 全国調味料・野菜飲料検査協会	
		(財) 日本炭酸飲料検査協会	
		(社) 菓子総合技術センター	
		(社) 日本果汁協会	
		(財) 日本乳業技術協会	
(社) 日本食肉加工協会			

事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
J A S 規格に関する検査・格付 (登録格付機関)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条第1項	(社) 日本即席食品工業協会	平成17年度までに登録機関において実施する。 なお、J A S マーク対象品目の削減を行う。
		(財) 日本穀物検定協会	
		(社) 全国木材組合連合会	
		(社) 全国削節工業協会	
J A S 規格に関する製造業者等の認定(登録認定機関)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条第1項	(財) 食品環境検査協会	有機食品の規格に関しては、その制度導入の背景や、食品に対する国民の信頼回復の状況を注視しつつ、新たに導入を予定している消費者が食品の生産履歴情報を入手できる仕組みと併せ、登録機関による実施の方向で平成17年度までに検討し、結論を得る。 その他の規格に関しては、平成17年度までに登録機関において実施する。 なお、J A S マーク対象品目の削減を行う。
		(財) 日本合板検査会	
		(財) 日本食品分析センター	
		(財) 日本食品油脂検査協会	
		(社) 全国漬物検査協会	
		(財) 日本油脂検査協会	
		(財) 全国調味料・野菜飲料検査協会	
		(財) 日本炭酸飲料検査協会	
		(社) 日本果汁協会	
		(社) 日本食肉加工協会	
		(社) 日本即席食品工業協会	
(財) 日本穀物検定協会			

事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
J A S 規格に関する製造業者等の認定（登録認定機関）	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条第1項	(社) 全国木材組合連合会 (財) 自然農法国際研究開発センター (社) 全国愛農会 (財) 日本冷凍食品検査協会 (財) 日本醤油検査協会 (社) 全国削節工業協会 (社) 菓子総合技術センター	有機食品の規格に関しては、その制度導入の背景や、食品に対する国民の信頼回復の状況を注視しつつ、新たに導入を予定している消費者が食品の生産履歴情報を入手できる仕組みと併せ、登録機関による実施の方向で平成17年度までに検討し、結論を得る。 その他の規格に関しては、平成17年度までに登録機関において実施する。 なお、J A S マーク対象品目の削減を行う。
特定飼料等の検定	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条の4	(財) 日本穀物検定協会 (財) 日本食品分析センター (財) 畜産生物科学安全研究所	独立行政法人肥飼料検査所において実施する。
規格設定飼料の公定規格による検定	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条	(財) 日本穀物検定協会 (財) 日本食品分析センター (財) 日本肥糧検定協会 (財) 食品環境検査協会 (財) 日本冷凍食品検査協会	登録機関において実施する。

【経済産業省】

事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
J I S マーク表示申請者の認定	工業標準化法第19条第1～4項、第25条第1、3項（第26条～第38条）	(財) 日本規格協会	平成17年度までに登録機関による実施へ移行するとともに、JISマーク対象品目の削減を行う。また、官庁・地方公共団体における調達の実態や国際協定・海外の動向を踏まえ、工業標準化法の適切な運用を確保する。
		(財) 建材試験センター	
		(財) 日本品質保証機構	
		(財) 日本燃焼機器検査協会	
		(財) 日本建築総合試験所	
		(財) 日本繊維製品品質技術センター	
J I S マーク表示認定工場に対する公示検査	工業標準化法第21条の2第1項、第25条第3項（第41条～第52条）	(財) 日本カメラ財団	平成17年度までに登録機関により実施する。
		(財) 日本文化用品安全試験所	
		(財) 全国タイル検査・技術協会	
		(財) 日本燃焼機器検査協会	
		(社) 繊維評価技術協議会	
		(財) 日本規格協会	
		(財) 日本品質保証機構	
		(財) 電気安全環境研究所	
		(財) 日本車両検査協会	

事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
J I Sマーク表示認定工場に対する公示検査	工業標準化法第21条の2第1項、第25条第3項（第41条～第52条）	(財) 日本軸受検査協会 (財) 建材試験センター (財) 日本建築総合試験所 (財) 日本ガス機器検査協会 (財) 化学物質評価研究機構 (財) 化学技術戦略推進機構 (財) 日本塗料検査協会 (社) 日本水道協会	平成17年度までに登録機関により実施する。
特定計量器の検定	計量法第16条第1項	(財) 日本品質保証機構 (財) 日本ガス機器検査協会	独立行政法人による実施の是非を、既存の独立行政法人の活用等、財政負担、雇用問題の観点を踏まえ検討し、平成14年8月末までに結論を得る。
特定標準器による校正	計量法第135条	(財) 日本品質保証機構 (財) 化学物質評価研究機構	独立行政法人による実施の是非を、既存の独立行政法人の活用等、財政負担、雇用問題の観点を踏まえ検討し、平成14年8月末までに結論を得る。

事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
加工施設、研究開発段階発電用原子炉、再処理施設及び特定廃棄物管理施設の溶接検査	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の4第1項及び第4項（加工施設の溶接検査） 同法第28条の2第1項及び第4項（研究開発段階発電用原子炉の溶接検査） 同法第46条の2第1項及び第4項（再処理施設の溶接検査） 同法第51条の9第1項及び第4項（特定廃棄物管理施設の溶接検査） 同法第61条の24（指定検査機関の検査範囲）	(財) 原子力安全技術センター	平成16年度から国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して設置する独立行政法人において実施する。
核燃料物質等の運搬物に係る確認	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第2項（運搬物に関する確認） 同法第61条の42第1項（指定運搬物確認機関の確認範囲）	(財) 原子力安全技術センター	平成16年度から国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して設置する独立行政法人において実施する。
指定廃棄確認業務	原子炉等規制法第51条の6第2項	(財) 原子力安全技術センター	平成16年度から国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して設置する独立行政法人において実施する。
電気事業法に基づく安全管理審査	電気事業法第50条の2（使用前安全管理検査） 同法第52条（溶接安全管理検査） 同法第55条（定期安全管理検査）	(財) 発電設備技術検査協会	平成16年度から原子力に係るものを除き登録機関により実施する。また、同年度より原子力に係るものについては、国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して設置する独立行政法人において実施する。

【国土交通省】

事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
経営状況分析	建設業法第27条の24	(財) 建設業情報管理センター	経営事項審査の一部として、公共工事の入札参加資格者選定の厳格性に留意しつつ、登録機関において実施する。
住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証	住宅の品質確保の促進等に関する法律第22条、第25条第1項	(財) 日本建築センター	消費者等の信頼を得られるよう、高度な公正中立性を確保するための厳格な罰則規定の整備や認定方法の基準化等の担保に留意しつつ、平成17年度中に登録機関において実施する。
		(財) ベターリビング	
		(財) 日本建築総合試験所	
		(財) 建材試験センター	
		(財) 日本住宅・木材技術センター	
		(財) 建築環境・省エネルギー機構	
特別評価方法認定に係る試験	住宅の品質確保の促進等に関する法律第53条	(財) 日本建築センター	消費者等の信頼を得られるよう、高度な公正中立性を確保するための厳格な罰則規定の整備や試験方法の基準化等の担保に留意しつつ、平成17年度中に登録機関において実施する。
		(財) ベターリビング	
		(財) 日本建築総合試験所	
		(財) 建材試験センター	
		(財) 建築環境・省エネルギー機構	

事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
住宅性能評価	住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項、第7条第1項	(財) 日本建築センター	消費者等の信頼を得られるよう、高度な公正中立性を確保するための厳格な罰則規定の整備や評価方法の基準化等の担保に留意しつつ、平成17年度中に登録機関において実施する。
		(財) ベターリビング	
		(財) 日本建築設備・昇降機センター	
		(財) 住宅保証機構	
		(財) 日本建築総合試験所	
鉄道施設の検査	鉄道事業法第41条第1項	(財) 鉄道総合技術研究所	平成14年度から国で事務を行う。
索道施設の検査	鉄道事業法第41条第1項	(財) 日本鋼索交通協会	平成17年度までに国で事務を行う。
核燃料物質等運搬方法確認	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の43第1項	(財) 原子力安全技術センター	公益法人を指定する現在の仕組みを廃止し、事務の委託ができる体制を整備した上で、国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して創設する独立行政法人に委託する。
条約証書の交付	海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令第12条第1項	(財) 日本海事協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。
型式承認に係る船舶用物件等の検定	船舶安全法第6条ノ4第1項	(財) 日本舶用品検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。
型式承認に係る海洋汚染防止設備の検定	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の15第1項	(財) 日本舶用品検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。

事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
有害液体物質の事前処理の確認	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第9条の2第4項	(財) 新日本検定協会 (社) 日本海事検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。
船舶検査	船舶安全法第8条第1項	(財) 日本海事協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。
海洋汚染防止設備等の検査	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の12第1項	(財) 日本海事協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。
型式承認に係る排出油防除資材等の検定	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第37条の3の2第3項	(財) 日本舶用品検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。
船舶による危険物の運送に関する容器・包装検査	危険物船舶運送及び貯蔵規則第129条の3第1項	(財) 日本舶用品検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。
船舶による危険物の運送に関する積付検査	危険物船舶運送及び貯蔵規則第129条第1項	(社) 日本海事検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。
船舶による危険物のコンテナ運送に関する収納検査	危険物船舶運送及び貯蔵規則第129条の2第1項	(社) 日本海事検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。

事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
船舶による液化化物質の運送許容水分値の測定・液化化物質の水分測定	特殊貨物船舶運送規則第17条第1項	(社) 日本海事検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。
船舶による液化化物質のばら積み運送に関する積付検査	特殊貨物船舶運送規則第25条第1項	(社) 日本海事検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。
船舶によるばら積み固体貨物密度の測定	船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成11年運輸省令第32号）附則第3条第3項	(社) 日本海事検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。

（注） 「登録機関による実施」には、登録の対象が講習、課程等、機関以外の場合を含む。